

地域医療介護総合確保基金（回復期病床整備事業）について

1 補助金の概要

回復期機能の充実を図ることを目的として、回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）への転換・新設に必要な経費（施設・設備整備費用）の一部を助成する。

〔補助対象者〕 県内の医療機関

〔補助率〕 1/2

〔基準額〕 1,000千円/1床〔施設500千円、設備500千円〕

〔対象経費〕

既存の病床を回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要となる以下の経費（※）

〔施設整備・施設の新築、改築・改修に要する工事費等
設備整備・医療機器等（備品）の購入に要する費用

※ 既存の回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）に係る事業は補助対象になりません。

※ 施設整備は複数年の実施が可能ですが、年度ごとの交付になるため、交付申請等の手続きは毎年度必要になります。

2 補助実績

	事業者数	整備病床数	施設		設備		補助額計
			事業費	補助額	事業費	補助額	
平成27年度	2施設	88床	37,075,887円	13,109千円	24,141,209円	12,070千円	25,179千円
平成28年度	4施設	146床	300,586,798円	21,378千円	21,120,480円	6,692千円	28,070千円
平成29年度 (予算)	8施設	381床	—	—	—	—	190,500千円
	14施設	615床	337,662,685円	34,487千円	45,261,689円	18,762千円	243,749千円